国立市立保育園設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見 理夫

(説 明) 国立市立矢川保育園を廃止することに伴い、条例の一部を改正 するものである。

国立市立保育園設置条例の一部を改正する条例案

国立市立保育園設置条例(昭和41年4月国立市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

国立市立なかよし保育園	国立市富士見台2丁目46番地		→
国立市立矢川保育園	国立市谷保6800番地の2		を
		J	
-		_	
国立市立なかよし保育園	国立市富士見台2丁目46番地		に改める。

附則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 国立市立保育園延長保育条例(平成14年3月国立市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

